

## 診療施設開設届出書の記入上の注意事項について

岡山県

以下の注意事項を参考に、該当する箇所すべてについて記入してください。

また、開設届は、開設後10日以内に提出してください。

- 1 開設者の住所・氏名
  - (1) 開設者が法人の場合には、主たる事務所の所在地及びその名称を記入してください。
  - (2) 開設者が法人の場合には、定款を添付してください。
- 2 診療施設の名称・開設の場所（住所及び連絡先）
  - (1) 開設場所がビル等の他施設の一部である場合は、ビル等の名称、階等を記入してください。
  - (2) 施設の位置図を添付してください。主要道路や鉄道（駅）等を含む縮尺の住宅地図等に施設位置を印したもので構いません。
  - (3) 診療施設の連絡先（電話番号、FAX 番号又はメールアドレス）を記載してください。診療施設としての連絡先がない場合は、その旨及び開設者又は管理者の連絡先を記載してください（届出受理に係り確認が必要な事項等について連絡させていただきます）。
- 3 診療施設の管理者
  - (1) 管理者は、獣医師であることが必要です。
  - (2) 一人の獣医師は、原則として1カ所の診療施設を管理します。
- 4 診療を行う獣医師の氏名
  - (1) 研修獣医師（代診）を含む、診療に携わる全ての獣医師について記載してください。紙面が足りない場合は、別紙を添付しても構いません。
  - (2) 管理者を含む全ての獣医師の獣医師免許を添付してください。獣医師免許交付（又は書換交付若しくは再交付）申請中である為、免許を添付できない場合は、その旨及び交付され次第すみやかに提出することを記載した誓約書（任意の様式）を代わりに添付してください。
- 5 診療の業務の種類  
下記のうち該当する業務形態を記入してください。（複数該当の場合は併記）
  - ・産業動物：牛、豚、馬、鶏、山羊、めん羊等が主要な診療対象動物
  - ・小動物：犬、猫、小鳥が主要な診療対象動物
  - ・その他：上記以外の小動物（フェレット、魚類、は虫類等）の診療（対象動物を記入してください）、研究施設、行政機関等
  - ・往診診療専門（該当する場合のみ記載）
- 6 診療施設の構造設備の概要及び平面図
  - (1) 構造設備の概要については、以下のことを記入又は資料を添付してください。
    - ・建物の構造（鉄筋コンクリート、木造、軽量鉄骨等）
    - ・診療施設の面積（㎡）
    - ・各室の使用目的（受付、待合室、診療室、エックス線室、手術室、入院室、調剤室、薬品保管庫等）
    - ・主な設備（診察台、エックス線装置、薬品棚、ケージ、検査機器等）
  - (2) 診療施設がビル等の他施設の一部にある場合は、施設内における配置図を添付してください。
- 7 その他
  - (1) エックス線装置がある場合は、エックス線装置施設の概要及び漏洩エックス線量測定結果を添付してください。
  - (2) 診療施設開設後に届出内容に変更が生じた場合、診療施設を休止、再開もしくは廃止した場合には、事象が発生した日から10日以内に届出を行ってください。（届出様式等についてはホームページ参照）
  - (3) 届出書類の提出・お問い合わせは、開設場所を管轄する家畜保健衛生所へお願いします（連絡先はホームページ参照）。
  - (4) 獣医師免許、定款又は漏洩エックス線量測定結果の写しを添付する場合は、ホームページ中「4 その他」（1）の注意事項を参照してください。